

銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法として キャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の 監査上の留意事項

平成 15 年 2 月 24 日

日本公認会計士協会

1. はじめに

「金融商品に係る会計基準」（平成11年 1 月22日 企業会計審議会）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正 平成14年 9 月17日 日本公認会計士協会、以下「会計制度委員会報告第14号」という。）では、貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定することとされている。

担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法

債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）

これに対し、銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（最終改正 平成11年 4 月30日 日本公認会計士協会、以下「銀行等監査特別委員会報告第 4 号」という。）は、貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する監査上の取扱いとして、要注意先債権と破綻懸念先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額について貸倒引当金を計上する場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことを定めている。

本報告は、銀行等監査特別委員会報告第 4 号の規定に基づき、銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（以下「DCF法」という。）が採用されている場合に、貸倒引当金の妥当性を判断する上での留意事項を取りまとめたものである。

2. DCF法による貸倒引当金の妥当性を判断する上での基本的留意事項

DCF法では、個別債権に係る将来予想される元本及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを当該債権の発生当初の約定利子率又は取得当初の実効利子率で割り引いた

現在価値を計算しなければならない。将来キャッシュ・フローの見積りは、不確実性を伴うため、その妥当性を判断するに当たっては、以下の事項に留意する。

将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいた銀行等金融機関による最善の予測であるかどうか。

将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、債務者における再建計画、経営改善計画、事業計画（以下「再建計画等」という。）の合理性及びその遂行状況、財政状態・経営成績、格付・株価、関係会社支援の状況、保証人の財政状況、担保価値の変動状況、債務者の属する業界の経済状況、一般的経済情勢、銀行等金融機関における貸倒実績の傾向、今後の回収等方針等の債務者に影響する諸般の事情を検討した上で、過去の回収実績等合理的かつ客観的な証拠に基づき慎重に決定されているかどうか。

将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオは、決算の都度見直されているかどうか。貸倒引当金の計上額については事後的に検証しなければならない。最善の予測と将来の結果との乖離が生じた場合には、将来キャッシュ・フローの見積り並びにその基礎となった前提、仮定及びシナリオ等を含めた貸倒引当金の計上方法の見直しが必要となる場合があることに留意する。

特に、再建計画等に基づき将来のキャッシュ・フローの見積りを行っている場合には、上記のような将来の不確実性及び債務者に影響する諸般の事情や再建計画等の遂行状況等を考慮して、再建計画等が前提及び仮定を含めて、現時点でも合理的であり十分に達成可能であるかどうかを検討する必要がある。

また、不確実性を考慮し、将来キャッシュ・フローの金額・発生時期等に一定の幅を見積もる場合、又は複数シナリオに基づく発生確率を見積もる場合も、当該見積りは、銀行等金融機関による最善の予測でなければならない。見積時点に存在する客観的な事実に基づいて合理的かつ客観的に行われる必要があり、かつ将来の結果が最善の予測と重要な乖離が生じないように慎重であることが必要であることに留意する。

いずれの場合であっても、DCF法による貸倒引当金の決定は、合理的かつ客観的な証拠によって裏付けられなければならない。

また、貸倒引当金は、決算日現在の債権に内包されている貸倒損失額を十分カバーするだけの水準でなければならない。したがって、要注意先債権に対する貸倒引当金がDCF法を部分的であっても適用して計上されている場合には、当該貸倒引当金を過去の貸倒実績又は倒産実績に基づき今後の一定期間における予想損失額を見込む方法によって算出した金額と比較して合理的であることを確認する必要がある。

3．要注意先債権にDCF法が採用されている場合の留意事項

(1) キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権

要注意先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権としてDCF法の採用が検討されるものとして

は、一般的に貸出条件緩和債権及び同一債務者に対する貸出条件緩和債権以外の債権（以下「貸出条件緩和先債権」という。）が該当すると考えられる。貸出条件緩和債権は、銀行等金融機関が経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金である。

(2) 再建計画等に基づく将来キャッシュ・フローの見積り

貸出条件の緩和は、債務者における再建計画等に基づいて実施される場合が多いが、再建計画等が合理的で十分に達成が可能であると認められる前提、仮定及びシナリオに基づいたものであれば、原則として合理的なキャッシュ・フローの見積りであると考えられる。しかし、長期の再建計画等は、合理的で十分に達成が可能であると認められる場合であっても、本質的に不確実性が高いことから、キャッシュ・フローの見積りの妥当性についてはより慎重な判断を要する。したがって、長期に亘る将来のキャッシュ・フローの見積りについては、合理的かつ客観的な証拠に基づく明確な反証がない限り、キャッシュ・フローの見積りに対して必要な調整^(注)を行い、将来の不確実性を反映させる必要がある。

（注）本報告書におけるキャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整とは、将来キャッシュ・フローの減額、将来キャッシュ・フロー見積期間の短縮、複数シナリオの設定、各シナリオの発生確率やシナリオの内容自体について不確実性の度合いを合理的かつ客観的な証拠に基づき反映させること等を意味する。

将来キャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整に関しては、信用リスク管理手法を確立している銀行等金融機関においては、内部で蓄積している信用格付別貸倒実績率・デフォルト率・倒産確率・予想損失率・格付遷移分析等の情報の利用が考えられる。

過去の元本及び利息の回収実績が再建計画等で予定した金額を下回る場合等、再建計画等とその後の遂行状況あるいは再建計画等の前提及び仮定と事実乖離が発生した場合には、将来の債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローの見積りを合理的かつ客観的に調整することを検討した上で、DCF法の適用に当たって将来キャッシュ・フローに対する不確実性が適切に反映されているかどうか留意する。

合理的なキャッシュ・フローの見積可能期間内のキャッシュ・フローの見積り

合理的で十分に達成可能である再建計画等は、一般的に5年を目処に策定されることが考えられることから、おおむね5年を超える将来のキャッシュ・フローの見積りについては、合理的かつ客観的な証拠に基づく明確な反証がない限り、キャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整を行い、将来の不確実性を反映させなければならない。また、おおむね5年以内の再建計画等に基づくキャッシュ・フローの見積りであっても、通常不確実性を伴うことから、債務者の財政状態・経営成績、過去の再建計画等の遂行状況、最近の業界の経済状況、担保等保全の状況、保証人の財政状態、その他の債務者に影響する諸般の事情を勘案し、不確実性に応じて、

将来キャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整が行われているかどうかに留意する。

合理的なキャッシュ・フローの見積可能期間後の残債に係るキャッシュ・フローの見積り

将来キャッシュ・フローの合理的な見積可能期間後の残債に係るキャッシュ・フローについては、見積可能期間終了時点における債務者区分の信用リスク及び債務者に影響する諸般の事情を勘案し将来キャッシュ・フローを見積もることとなる。この場合、銀行等金融機関にとって合理的かつ客観的であると認められる方法（各銀行等金融機関が信用リスク管理上使用している信用格付別貸倒実績率・デフォルト率・倒産確率・予想損失率・格付遷移分析等の情報を反映させる方法、担保の売却可能見込額をキャッシュ・フローとする方法等）を適用することが考えられ、また、再建計画等で担保資産等の処分が合理的かつ客観的に見込まれている場合に、当該担保資産等の処分シナリオを想定するなど将来キャッシュ・フローの見積りに係る仮定及びシナリオを調整する方法で将来キャッシュ・フローの見積りを行うことが考えられる。しかし、将来キャッシュ・フローの合理的な見積可能期間後の残債に係るキャッシュ・フローの見積り（担保資産等の処分が見込まれる場合のキャッシュ・フローを含む。）については、合理的な見積可能期間内のキャッシュ・フローに比べて金額・発生時期等に関する不確実性が高く、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎とする前提、仮定及びシナリオの将来時点での妥当性についても不確実性が高いことが見込まれることから、合理的な見積可能期間後の残債に係るキャッシュ・フロー（担保資産等の処分が見込まれる場合のキャッシュ・フローを含む。）については、より慎重な見積りを行う必要がある。さらに、この場合も、不確実性を反映し、将来の結果が最善の予測と重要な乖離が生じないような慎重さが必要であることに留意する。

(3) 再建計画等が作成されていない場合における将来キャッシュ・フローの見積り

再建計画等が作成されていない場合においても、銀行等金融機関で所定の手続を経た金融支援計画や貸出条件変更契約等（再建計画等以外に債務者と何らかの合意がある場合の当該合意内容を含む。）により、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる場合がある。この場合は、貸出条件変更以降の回収実績、貸倒実績率・デフォルト率・倒産確率・予想損失率、今後の回収等方針、債務者の債務返済能力、関係会社の支援の状況、同業又は類似業種に属する他の債務者に対する回収等の実績等を検討した上で、合理的かつ客観的な前提、仮定及びシナリオに基づいた銀行等金融機関による最善の予測に基づき、将来キャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整が行われているかどうかに留意する。

合理的なキャッシュ・フローの見積可能期間に関しては、合理的で十分達成可能である再建計画等が作成されている場合と同様におおむね5年を目途とすることができるが、将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、債務者の債務返済能力を特に慎重に勘案する必要がある。

(4) D C F 法の一定金額以下の債権等への適用

元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる貸出条件緩和先債権に対する貸倒引当金の算定に対しては、銀行等監査特別委員会報告第4号の規定に基づきD C F 法を適用していくこととなるが、D C F 法の対象とする貸出条件緩和先債権を、債権の特性、信用リスクの状況等を勘案した上で、一定の金額以上に限定し、他の貸出条件緩和先債権について過去の貸倒実績率・デフォルト率・倒産確率・予想損失率等により貸倒引当金を計上することが考えられる。なお、いずれの方法であっても、当該貸倒引当金が決算日現在の債権に内包されている貸倒損失額を十分カバーするだけの水準でなければならないことに留意する。

(5) D C F 法の債務者単位での適用

債権の元本の回収及び利息の受取に係る将来の予想キャッシュ・フローは、通常、債権の特性により債権ごとに異なると考えられることから、個別債権ごとに適切な貸倒引当金額を決定するため、D C F 法は債権単位で適用することが原則である。ただし、債務者単位で将来キャッシュ・フローを見積もり、債権の当初約定利子率を加重平均した利子率を割引率として適用することがより合理的であると判断される場合には、監査上妥当なものとして取り扱う。

(6) 貸倒リスクが大幅に減少した貸出条件緩和債権に係る将来のキャッシュ・フローの見積り

債権放棄等、十分な貸出条件の緩和が行われた結果、貸倒リスクが大幅に減少する場合がある。このような場合であっても、通常、当該残債権の回収に対する不確実性が依然として存在すると考えられるため、D C F 法の適用に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りに対する必要な調整がなされているかどうか留意する。

(7) 売却予定の債権に係る損失及び将来のキャッシュ・フローの見積り

将来売却することが取締役会等で決定している債権については、売却決定額又は売却可能見込額を当該債権の将来のキャッシュ・フローに含めて当該債権の発生当初の約定利子率又は取得当初の実効利子率で割り引いて現在価値を計算する。ただし、このような場合であっても、売却可能見込額の見積りに対しては不確実性を反映し、必要な調整がされているかどうか留意する。売却が決算日以後1年以内に行われる場合であれば売却決定額又は売却可能見込額を割り引かない場合であっても監査上妥当なものとして扱う。なお、売却可能見込額の算定に当たっては、「流動化目的」の債権の適正評価について」(平成10年10月28日 日本公認会計士協会)を参考にすることができる。

4. 破綻懸念先債権にD C F 法が採用されている場合の留意事項

銀行等監査特別委員会報告第4号は、破綻懸念先債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額について貸倒引当金を計上することを求めている。破綻懸念先債権に関する将来

キャッシュ・フローの合理的な見積りに関しては、要注意先債権における上記留意事項を準用する。

ただし、銀行等監査特別委員会報告第4号の6.(注3)に記載されているとおり、破綻懸念先債権に対する引当てに関してキャッシュ・フローを見込む場合の期間に関しては債務者の状況により異なるが、破綻懸念先であり、経営破綻に陥る可能性が大きいことを前提とすると、再建計画等に基づきキャッシュ・フローを合理的に見積もることが可能な場合には5年程度、それ以外の場合は3年程度が目安となる。

5. DCF法における割引率についての留意事項

会計制度委員会報告第14号第115項では、DCF法を採用する場合に将来キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利子率又は取得当初の実効利子率で割り引くこととしている。貸出金の発生当初の約定利子率とは、貸出条件の緩和を実施する前に当該貸出金に適用されていた約定利子率をいうことに留意する。

なお、貸出金の当初約定利子率が、事後的に変動する変動金利(TIBOR等)に基づいて決定される場合、割引率の決定に当たっては、貸出条件緩和を実施した直前の約定利子率に固定する方法、又は、貸出条件緩和を実施する前の利鞘と当該変動金利に基づいて決算日ごとに決定する方法を適用することが考えられるが、いずれの方法で割引率が決定されている場合であっても継続して適用されているかどうかには留意する。

6. 適用

本報告は、平成15年3月31日以後終了する事業年度から適用する。

以 上

添付：設例1～3